

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項および会社法第 801 条第 3 項に定める書面)

令和 2 年 10 月 1 日

東京都港区高輪三丁目 25 番 23 号
京急第 2 ビル 1 階
株式会社エー・ピーホールディングス
代表取締役社長 米山 久

東京都港区高輪三丁目 25 番 23 号
京急第 2 ビル 1 階
株式会社エー・ピーカンパニー
代表取締役社長 米山 久

株式会社エー・ピーホールディングス（旧 株式会社エー・ピーカンパニー、以下「APHD」といいます。）及び株式会社エー・ピーカンパニー（旧 株式会社エー・ピーホールディングス準備会社、以下「APC」といいます。）は、2020 年 5 月 15 日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社 APHD が飲食店運営事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を吸収分割承継会社 APC に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割を行うに際して、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 201 条により開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号、同第 201 条第 1 号）

2020 年 10 月 1 日

2. 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

（1）会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

APHD において、会社法第 784 条の 2 の規定による請求を行った株主は存在しませんでした。

（2）会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

APHD は、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、2020 年 9 月 11 日付で吸収分割会

社の株主に対し本吸収分割をする旨の通知を行いました。同条第1項の規定による請求を行った株主は存在しませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権の買取請求）

APHDは、会社法第787条第3項の規定に基づき、2020年9月11日付で吸収分割会社の新株予約権者に対し本吸収分割をする旨の通知を行いました。同条第1項の規定による請求を行った株主は存在しませんでした。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の保護）

本吸収分割におけるAPHDからAPCへの債務の承継は、重疊的債務引受の方法により行いましたので、会社法第789条の規定による債権者保護手続は実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第3号、同第201条3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

APCにおいて、会社法第796条の2の規定による請求を行った株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

APCは、唯一の株主であるAPHDが特別支配会社に該当するため、会社法第797条の規定による手続は実施しておりません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過（債権者の保護）

APCは、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2020年8月31日付の官報に掲載する方法により、債権者に対して本吸収分割について異議申述の公告を行いました。同条第1項の規定により本吸収分割に異議を述べた債権者は存在しませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号、同第201条4号）

APHDは、本吸収分割の効力発生日である2020年10月1日をもって、本吸収分割契約に基づき、本事業に関して有する権利義務をAPCに承継させました。これにより承継させた資産及び負債の額はそれぞれ634百万円及び634百万円（いずれも推定値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号、同第 201 条 5 号）

本吸収分割に関する APHD 及び APC の変更登記申請は、いずれも 2020 年 10 月 1 日に行う予定です。

6. 吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号、同第 201 条 6 号）

該当事項はありません。

以上